



(証券コード3779)
J-ESCOM HOLDINGS, INC.

第2期報告書

平成18年4月1日～平成19年3月31日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

事 業 報 告

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、好調な企業業績を背景に民間設備投資が堅調に推移するとともに、雇用情勢や個人消費が改善傾向にあり、景気は拡大基調で推移しました。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、少子高齢化が進むなか、教育基本法の改正、学校制度や入試制度の見直しを受け、大幅な方向転換が示され、民間教育産業への需要の多様化がますます顕著になってきております。

このため、教材販売につきましては、ニーズの多様化に伴うWebや通信教育といったコンテンツの分散化傾向が更に進んでいることから、市場規模の縮小と競争激化による、ますます厳しい事業環境となりました。

このような状況の下、当社グループは、代理店の訪問販売による教材事業を抜本的に見直し、商品構成をはじめとする事業構造の再構築に積極的に取り組んで参りました。また、仕入コストや販売費の削減を図り、経営の効率化に努力して参りましたが、当初目指していました学習教材の販売と衛星放送事業等とを連携した新しいマーケットの開拓までに至っておらず、教材部門における事業の再構築に時間を要したこともあり、事業計画通りに収益改善へと進んでおりません。

また、株式会社エヌ・エヌ・エー及び株式会社大塚商会との業務提携に基づき、中国上海において設立しました現地法人「達楽美爾（上海）商貿有限公司」による「たのめーる・チャイナ」（オフィス消耗品の通信販売事業分野での販売）において、商事部門の展開を目指して参りましたが、中国現地の特殊な事情もあり、当連結会計年度中に本格的な営業活動ができませんでした。

各事業における売上高の減少に伴い、従来のシステム経費や人件費をはじめとするあらゆる経費の削減に着手し、経営の効率化を図って参りました。また、当社グループの計算書類の健全性を高めるため、保有しているたな卸資産の見直しによる特別損失を計上することにより、当期における損失計上額の増加要因となっておりますが、今後の会社運営の安定化に向

けた体制強化策として実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の連結売上高は3億97百万円（前期比50.9%減）、営業損失は3億8百万円（前期は4億65百万円の営業損失）、経常損失は3億7百万円（前期は5億16百万円の経常損失）、当期純損失は3億75百万円（前期は6億90百万円の当期純損失）となりました。

当連結会計年度における当社グループの事業の状況は次のとおりであります。

《教材部門／株式会社エスコム》

教材部門（株式会社エスコム）につきましては、コンプライアンスやコーポレートガバナンスを優先し、事業の再構築を推し進める中で、これまでの販売代理店との取引形態を抜本的に見直し、与信管理を強化設定したことで、販売代理店数が予想以上に減少する結果となりました。商品構成の見直しや最低保障のある仕入契約の解消、リストラによる販売費の削減を図ったものの、既存ビジネスの再構築に時間を要したため、新たな教育事業の立ち上げにまでは至りませんでした。

その結果、教材部門売上高は78百万円（前期比63.0%減）となりました。

《商事部門／株式会社エスコム》

平成15年5月からの株式会社大塚商会MRO事業（Maintenance・Repair・Operation事業、文房具及び事務機消耗品の通信販売事業＝「たのめーる」）及び他業態との業務提携を行うとともに、「リアル・マドリード」の日本における「教育」及び「文具」分野において締結したマーチャンダイズのライセンス契約を生かし、オフィシャル文具の販売を継続的に進めて参りましたが、学習教材以外の販路・業容の拡大には至っておらず、「リアル・マドリード」との契約につきましても、平成18年12月31日に契約期限を迎えました。また、教材部門における事業再構築が遅れたことにより、新規事業の立ち上げにまで至らず、売上高が減少し2百万円（前期比60.6%減）となりました。

《衛星放送事業／株式会社インストラクティブー》

衛星放送事業（株式会社インストラクティブー）につきましては、従来、番組視聴料等を売上高に、番組放映に係る手数料等を販売費及び一般管理費に計上する方法（総額表示方式）で会計処理を行っていましたが、総額表示方式よりも利鞘相当分を売上高に計上する方法（純額表示方式）の方が、取引実態をより明瞭に表示できると判断した結果、当連結会計年度から計上方法の変更を行いました。この会計処理の変更に伴い、従来の総額表示方式による計上と比較して、当連結会計年度における売上高が239百万円減少いたしました。

また、スカイパーフェクTV！との共同による視聴者の獲得、全国のケーブルテレビ局へ衛星放送番組を配信する営業、チャンネル空き時間の有効活用化などに取り組んで参りましたものの、プラットホームであるスカイパーフェクTV！の視聴者数全体が伸び悩み、更には、従来のテレビ、衛星放送・ケーブルテレビに加え地上デジタルやブロードバンドによるインターネットの普及に伴うメディアの多様化の背景等から、衛星放送視聴者の新規確保が厳しい状況が続きました。視聴者数の減少及びそれに伴う視聴者への教材販売の減少等が影響し、売上高は3億12百万円（前期比47.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社子会社である株式会社エスコムは、平成19年1月22日に株主割当による5億円の新株発行をいたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社子会社である株式会社エスコムの株主割当による新株発行に際し、平成19年1月22日を払込期日とする全ての株式を引き受けて取得しました。これにより、当社の保有株式数は3億733万906株となりました。

当社子会社である株式会社エスコムは、株式会社エヌ・エヌ・エー及び株式会社大塚商会との業務提携に基づき、中国上海において設立しました現地法人「達楽美爾（上海）商貿有限公司」に対して資本金の70%を出資し、同社の関係会社となりましたが、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響が軽微であることから、連結対象から除いております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第1期 (平成18年3月期)	第2期 (当連結会計年度) (平成19年3月期)
売 上 高(百万円)	808	397
経 常 損 失(百万円)	516	307
当 期 純 損 失(百万円)	690	375
1株当たり当期純損失(円)	11.55	6.13
総 資 産(百万円)	1,252	705
純 資 産(百万円)	991	662

- (注) 1. 第2期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 当社は、平成17年10月3日設立のため平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第1期事業年度より記載しております。
3. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスコム	330百万円	100%	小・中学校学習教材、高校・大学受験教材、家庭教師用教材の制作・販売。事務用品の制作・販売、カタログ販売。事務用品の通信販売事業。
株式会社 インストラクティブー	240百万円	— (100%) (下記：注)	デジタル衛星放送による中学生向け学習講座の制作・編集・放送。

(注) 株式会社インストラクティブーは、当社子会社である株式会社エスコムが株式を100%保有する連結完全子会社であります。従いまして、株式会社インストラクティブーの議決権比率は、当社子会社が保有する議決権の状況となります。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度におきましては、教材部門における従来の制作方法を根本的に見直し、代理店販売の整備や販売戦略の転換を図りつつ事業の再構築に注力し、衛星放送事業等とも連携した新しいマーケットの開拓を目指しましたが、収益の確保には至らず大幅な損失を計上いたしました。当社グループは、同部門を広範な教育事業部門として立ち上げ、部門収益の確立を図ることが重要な課題であると考えております。

商事部門におきましては、中国現地法人における「たのめーるビジネス」の本格的な営業活動の開始を早期に実現するとともに、新商材による推進事業確立を早期に収益として結びつける事が重要な課題となっております。

これまでの改善点を推し進めて事業の再編を図り、売上拡大、今後の経営の安定化に向けて、次のような方針にて課題に取り組んで参ります。

① 教材部門の拡大・強化の推進

教材部門においては、代理店による訪問販売を見直し、商品構成の集中、仕入コストや販売費の削減を行いながら、新たな教育商材の開発、販路を開拓し、訪問販売による教材販売だけでなく、教育事業として確立をして参ります。

また、衛星放送事業を活用して、メディアとしての特性を活かした他教育関連会社とのタイアップを推し進め教育サービスの拡充と、それに連動する教材等の企画販売の展開も引き続き目指します。

② 商事部門の拡充と新規事業の展開

昨年度営業開始許可を取得した、中国現地法人における「たのめーる・チャイナ」の本格的な営業開始に向けて現地の同行を慎重かつ積極的に見極めながら、今後のオフィス通販事業の早期確立に努め、商事部門の拡充を図っていきます。

③ 新たな業務提携、資本提携の積極的推進

昨年度実施した各事業の再構築について、それぞれの拡大・強化と並行して、各事業が有機的に結合し、相乗効果を創出できる体制作りに向けて更に推進し、新たなる素材・サービスの発掘にも努め、それに関連する他社との業務提携、資本提携なども積極的に推進していきます。

また、これを具体的、効果的に実現させるために設立した持株会社により、機動的な組織再編や迅速な意思決定を行い、事業会社として得意分野の絞込みを行って利益体質の改善を図って参ります。

(5) 主要な事業内容 (平成19年3月31日現在)

会 社	主 要 な 業 務
ジェイ・エスコムホールディングス株式会社	グループ全体の戦略立案、子会社の管理、コンサルティング業務
株式会社エスコム	教材部門、商事部門
株式会社インストラクティブービー	衛星放送事業

(6) 主要な営業所及び工場 (平成19年3月31日現在)

会 社 名	区 分	所 在 地
ジェイ・エスコムホールディングス株式会社	本 社	東京都港区
株式会社エスコム	本 社	東京都港区
株式会社インストラクティブービー	本 社	東京都港区

(7) 使用人の状況 (平成19年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
10名	5名減

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイトは含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	1名増	33.6歳	0.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社子会社の株式会社エスコムは、平成18年9月に本店所在地を東京都港区西新橋一丁目1番3号に移転しました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成19年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 229,320,000株
- ② 発行済株式の総数 61,198,906株
- ③ 株主数 5,488名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
ジャック・ターゲットファンド1号	4,000千株	6.53%
株式会社イー・プレイヤーズ	2,500千株	4.08%
株式会社ジャック	2,200千株	3.59%
J I ターゲットファンド2号	1,500千株	2.45%
株式会社大塚商会	1,500千株	2.45%
株式会社明日香	1,144千株	1.86%
大阪証券金融株式会社 (業務口)	950千株	1.55%
J I テクノロジーファンド	800千株	1.30%
カセイスバンクルクセンプルグクライアントアカウント	645千株	1.05%
佐久間真理	596千株	0.97%

(注) 出資比率は自己株式 (906株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成19年3月31日現在)
 - イ. 平成15年9月22日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
4,000個 (新株予約権1個につき1,000株)
 - ・新株予約権の目的である株式の数
4,000,000株
 - ・新株予約権の払込金額
1個当たり 無償
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 90,000円 (1株当たり 90円)

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
資本組入額 45円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成16年7月1日から平成21年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を行使する場合、付与されたと同様の地位にあることを要する。
新株予約権の質入その他処分はできない。
新株予約権者の相続人が行使することができる。
新株予約権割当の対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」の定めるところによる。
- ・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	4,000個	4,000,000株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

ロ. 平成16年10月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,000個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
1,000,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 73,000円（1株当たり 73円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
資本組入額 37円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年7月1日から平成22年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を行使する場合、付与されたと同様の地位にあることを要する。

新株予約権の質入その他処分はできない。

新株予約権者の相続人が行使することができる。

新株予約権割当の対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」の定めるところによる。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	950個	950,000株	3名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

ハ. 平成19年2月5日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
5,000個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
5,000,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 43,000円（1株当たり 43円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
資本組入額 22円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年3月1日から平成27年2月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を行使する場合、付与されたと同様の地位にあることを要する。
新株予約権の質入その他処分はできない。
新株予約権者の相続人が行使することができる。
新株予約権割当の対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」の定めるところによる。

・当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	4,650個	4,650,000株	4名
社外取締役	—	—	—
監査役	24	24,000	3

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成19年2月5日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
5,000個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
5,000,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 43,000円（1株当たり 43円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
資本組入額 22円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年3月1日から平成27年2月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を行使する場合、付与されたと同様の地位にあることを要する。
新株予約権の質入その他処分はできない。
新株予約権者の相続人が行使することができる。
新株予約権割当の対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」の定めるところによる。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	5個	5,000株	1名
子会社の役員及び使用人	90	90,000	2

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成19年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役会長兼社長	丁 廣 鎮	
取 締 役	米 持 貴 史	
取 締 役	丁 秀 鎮	
取 締 役	宗 田 こ ず え	業務管理統括担当
常 勤 監 査 役	横 山 泰 彦	
監 査 役	美 濃 部 健 司	
監 査 役	関 口 博	関口博法律事務所代表

- (注) 1. 監査役3名は、すべて社外監査役であります。
2. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- 代表取締役丁廣鎮氏は、株式会社エスコム及び株式会社インストラクティブの代表取締役を兼務しております。
 - 取締役米持貴史氏は、株式会社モール・オブ・ティーヴィーの代表取締役、株式会社エスコム及び株式会社インストラクティブの取締役を兼務しております。
 - 取締役丁秀鎮氏は、株式会社エスコム、株式会社インストラクティブ、株式会社ジャック及び株式会社イー・プレイヤーズの取締役を兼務しております。
 - 常勤監査役横山泰彦氏は、株式会社ライネクスの代表取締役を兼務しております。
 - 監査役美濃部健司氏は、株式会社エスコム及び株式会社インストラクティブの監査役を兼務しております。
 - 監査役関口博氏は、株式会社エスコムの監査役を兼務しております。
3. 監査役関口博氏は、弁護士の資格を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第1回定時株主総会（平成18年6月29日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況	退任日
代表取締役社長	名原健治	営業推進担当 株式会社エスコム代表取締役 株式会社インストラクティブー代表取締役	平成18年12月13日
常勤監査役	小澤文秀	株式会社エスコム監査役 株式会社インストラクティブー監査役	平成18年12月25日
監査役	牧野完治		平成18年12月25日

- (注) 1. 代表取締役名原健治氏は、辞任による退任であります。
2. 常勤監査役小澤文秀氏及び監査役牧野完治氏は、辞任による退任であります。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (-)	13百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (5)	0 (0)
合 計	10	13

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額130百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
・ストックオプションによる報酬額
取 締 役 4名 13百万円（うち社外取締役 1名 0百万円）
監 査 役 3名 0百万円（うち社外監査役 3名 0百万円）

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

- ・常勤監査役横山泰彦氏は、株式会社ライネクスの代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社ライネクスとの間に特別の関係はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・監査役美濃部健司氏は、株式会社エスコム及び株式会社インストラクタービーの社外監査役であります。
- ・監査役関口博氏は、株式会社エスコムの社外監査役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	小澤文秀	平成18年12月25日退任までに開催された、取締役会14回すべてに出席し、また退任までの監査役会3回すべてに出席し、監査役としての立場から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	牧野完治	平成18年12月25日退任までに開催された、取締役会14回のうち12回に出席し、また退任までの監査役会3回すべてに出席し、経営者としての経験も豊富で、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	横山泰彦	平成18年12月25日の就任以来、開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、経営者としての経験も豊富で、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	美濃部健司	平成18年12月25日の就任以来、開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、監査役としての立場から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	関口博	当事業年度開催の取締役会20回のうち18回に出席し、また監査役会5回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 アスカ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

当社の会計監査人であったあずさ監査法人は、平成18年7月6日付をもって会計監査人を辞任いたしました。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様や取引先に対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、内部統制システムに伴いコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るとともに、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、法令順守に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係わる情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文章等を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係わるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は業務管理統括本部が行うものとする。但し、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となるべく取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を制定して役職員が法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための行動規範とする。その徹底を図るため、業務管理統括本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、取締役会および監査役会に報告するものとする。

⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営管理については、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、業務管理統括本部はこれらを横断的に推進し管理する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人については、必要に応じ内部監査室がこれを補う体制とし、そのために必要な人員を配置する。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令をうけた職員は、その命令に関して、取締役の指揮命令には従わないものとする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況などの内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法とする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	169,468	流動負債	7,363
現金及び預金	77,074	未払金	1,730
前払費用	38	未払費用	2,838
関係会社短期貸付金	90,000	未払法人税等	950
その他	2,354	預り金	45
固定資産	1,061,668	賞与引当金	1,800
投資その他の資産	1,061,668	負債合計	7,363
関係会社株式	1,061,668	(純資産の部)	
		株主資本	1,177,052
		資本金	875,196
		資本剰余金	436,864
		資本準備金	436,864
		利益剰余金	△ 134,936
		その他利益剰余金	△ 134,936
		繰越利益剰余金	△ 134,936
		自己株式	△ 70
		新株予約権	46,720
		純資産合計	1,223,772
資産合計	1,231,136	負債純資産合計	1,231,136

損 益 計 算 書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	24,000
売 上 総 利 益	24,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	82,823
営 業 損 失	58,823
営 業 外 収 益	5,218
営 業 外 費 用	288
経 常 損 失	53,893
特 別 利 益	
前 期 損 益 修 正 益	108
税 引 前 当 期 純 損 失	53,784
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	950
当 期 純 損 失	54,734

株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から〕
〔平成19年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		
平成18年3月31日 残高	875,196	436,864	436,864	△ 80,202	△ 80,202	-	1,231,857
事業年度中の変動額							
当期純損失				△ 54,734	△ 54,734		△ 54,734
自己株式の取得						△70	△ 70
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△ 54,734	△ 54,734	△70	△ 54,805
平成19年3月31日 残高	875,196	436,864	436,864	△134,936	△134,936	△70	1,177,052

	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日 残高	33,000	1,264,857
事業年度中の変動額		
当期純損失		△ 54,734
自己株式の取得		△ 70
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	13,720	13,720
事業年度中の変動額合計	13,720	△ 41,085
平成19年3月31日 残高	46,720	1,223,772

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当事業年度において、58百万円の営業損失を計上し、当事業年度末の利益剰余金の額が△1億34百万円となっております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当社は、当該状況を解消すべく、平成19年度の事業計画に基づき、子会社からのコンサルティング収入の増加等による売上増を見込んでおります。

また、当社は業務提携、資本提携を積極的に推し進めることにより、営業収益確保を図る所存です。

財務面におきましては、自己資本比率が95.6%となり、当面の資金繰りについて支障はありませんが、今後も財務キャッシュ・フローの改善に努めてまいります。

計算書類は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支払いに充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

(5) 会計方針の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、1,177,052千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

（ストック・オプション等に関する会計基準）

当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。

この変更により、販売費及び一般管理費が13,720千円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 91,071千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 24,000千円

営業取引以外の取引高 1,071千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（注）	—	906	—	906
合計	—	906	—	906

（注） 普通株式の自己株式の株式増加数906株は、単元未満株式の買取による増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

税務上の繰越欠損金 53,283千円

その他 732千円

繰延税金資産小計 54,016千円

評価性引当額 △54,016千円

繰延税金資産合計 一千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の 内容 内 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び その近 親が過 半数を 有する 会社等	㈱ジャック	49,000	経営コ ンサル タント 事業	当社 役員が 100% 直接 保有	兼任 1人	当社 経営 の コ ン サ ル タ ン ト	賃借料	3,932	—	—
役員及び その近 親が過 半数を 有する 会社等	㈱明通	151,209	広告代 理店事 業	当社 役員が 75% 保有	—	—	資金の 付	415,000	—	—
							利息の 取	4,124	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等(㈱ジャック及び㈱明通との取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

- (3) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の 内容 内 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱エスコム	330,000	情報 通信業	(所有) 直接 100.0	兼任 5人	完全 子会社	資金の 付	90,000	関係会社 短期貸付金	90,000
							利息の 取	1,071	その他 流動資産	1,071
							コンサル ティング料	24,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等(㈱エスコムとの取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

- (4) 兄弟会社等
該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 19円23銭
- (2) 1株当たり当期純損失 0円89銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月28日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人
指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 中 大 丸 ㊤
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 法 木 右 近 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、当事業年度に58百万円の営業損失を計上し、当事業年度末の利益剰余金の額がマイナス1億34百万円となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に関する経営計画等は当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及びその附属明細書には反映していない。
2. 会計方針の変更に記載のとおり、会社は当事業年度から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しており、当該会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。
3. 会計方針の変更に記載のとおり、会社は当事業年度からストック・オプション等に関する会計基準を適用しており、当該会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年6月5日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 横山 泰彦 ㊟

監査役 美濃部 健司 ㊟

監査役 関口 博 ㊟

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	561,774	流 動 負 債	25,275
現金及び預金	182,561	支払手形及び買掛金	772
受取手形及び売掛金	4,053	未払法人税等	5,661
たな卸資産	10,715	未払費用	5,742
前払費用	1,189	未払金	8,013
短期貸付金	360,000	賞与引当金	3,600
その他	13,728	その他	1,485
貸倒引当金	△ 10,473	固 定 負 債	17,690
固 定 資 産	143,898	その他	17,690
有 形 固 定 資 産	24,372	負 債 合 計	42,966
建物及び構築物	822	(純資産の部)	
工具器具備品	549	株 主 資 本	615,985
土地	23,000	資本金	875,196
無 形 固 定 資 産	240	資本剰余金	436,864
投 資 そ の 他 の 資 産	119,286	利益剰余金	△696,012
投資有価証券	70,007	自己株式	△ 61
長期貸付金	15,367	新 株 予 約 権	46,720
長期未収入金	14,905	純 資 産 合 計	662,705
長期営業債権	21,260	負 債 純 資 産 合 計	705,672
差入保証金	47,901		
その他	920		
貸倒引当金	△ 51,076		
資 産 合 計	705,672		

連結損益計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	397,105
売 上 原 価	349,765
売 上 総 利 益	47,340
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	355,661
営 業 損 失	308,321
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,364
為 替 差 益	65
雑 収 入	4,736
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	383
貸 倒 引 当 金 繰 入	7,141
保 証 料	90
雑 損 失	740
経 常 損 失	307,510
特 別 利 益	
償 却 済 債 権 取 立 益	1,431
保 険 解 約 返 戻 金	19
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	481
前 期 損 益 修 正 損	10,038
商 品 廃 棄 損	8,248
商 品 評 価 損	35,433
教 材 違 約 金	1,171
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9,954
そ の 他	219
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	371,607
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,660
当 期 純 損 失	375,267

連結株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から〕
〔平成19年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年3月31日 残高	875,196	7,669,756	△7,553,637	△61	991,253
連結会計年度中の変動額					
当期純損失			△ 375,267		△375,267
子会社の減資による欠損填補		△3,824,539	3,824,539		
子会社の法定準備金取崩による欠損填補		△3,408,353	3,408,353		
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		△7,232,892	6,857,625		△375,267
平成19年3月31日 残高	875,196	436,864	△ 696,012	△61	615,985

	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日 残高	33,000	1,024,253
連結会計年度中の変動額		
当期純損失		△ 375,267
子会社の減資による欠損填補		
子会社の法定準備金取崩による欠損填補		
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	13,720	13,720
連結会計年度中の変動額合計	13,720	△ 361,547
平成19年3月31日 残高	46,720	662,705

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において、3億8百万円の連結営業損失を計上した結果、利益剰余金のマイナス（△6億96百万円）を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

連結計算書類提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、平成19年度の事業計画を策定し、当社グループの中核となる事業会社の株式会社エスコムの営業収益確保と営業利益率の改善を目指しております。具体的には従来の教材部門を教育部門と位置づけ、代理店による教材販売上だけに頼ることなく、新たな教育教材によるビジネスモデルを構築して参ります。また、内部統制に備え、在庫回転率の厳正な調査などを行い、たな卸在庫の資産価値を保守的に再評価し、資産計上額を見直し連結計算書類の健全性を高めております。

商事部門においては、中国現地法人による「たのめーる・チャイナ」の本格稼働に向けて、有益な資本投下となるよう更にマーケティングを進めて参ります。また、これまでの文具・事務消耗品に加えて新教材の導入による営業収益確保に努めて参ります。

財務面におきましては、自己資本比率が87.3%となり、当面の資金繰りについて支障はありませんが、今後も財務内容の改善に努めてまいります。

また、子会社である株式会社エスコムにおいて減資を実施し、多額の欠損金の解消を行ないました。引続き当社グループでは、業務提携、資本提携を通じ、積極的な経営を目指します。

連結計算書類は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	2社
・連結子会社の名称	株式会社エスコム 株式会社インストラクティブー

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称	達樂美爾（上海）商貿有限公司
・連結の範囲から除いた理由	当連結会計年度においては、本格的な事業開始には至らず、連結計算書類に与える影響が軽微であることから、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 達楽美爾（上海）商貿有限公司
- ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

ロ たな卸資産

先入先出法による原価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品 4～15年

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支払いに充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

⑥ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、615,985千円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則により作成しております。

(ストック・オプション等に関する会計基準)

当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

この変更により、販売費及び一般管理費が13,720千円増加しております。

(連結子会社会計処理の変更)

当社連結子会社である株式会社インストラクティブーにおきまして、従来の番組視聴料等を売上高に、番組放映に係る手数料等を販売費及び一般管理費に計上する方法(総額表示方式)で会計処理を行っておりましたが、総額表示方式よりも利鞘相当分を売上高に計上する方法(純額表示方式)の方が、取引実態をより明瞭に表示できると判断した結果、当連結会計年度から計上方法の変更を行うことにいたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、売上高並びに販売費及び一般管理費が239,103千円減少しております。

なお、この変更は、売上高と販売手数料を相殺するものでありますので、営業利益への影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

24,951千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	61,198,906	—	—	61,198,906
合計	61,198,906	—	—	61,198,906
自己株式				
普通株式	906	—	—	906
合計	906	—	—	906

(2) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			
		前連結会計 年度末 (株)	当連結会計 年度増加 (株)	当連結会計 年度減少 (株)	当連結会計 年度末 (株)
平成14年新株予約権	普通株式	16,500,000	—	—	16,500,000
平成15年新株予約権	普通株式	4,000,000	—	—	4,000,000
平成16年新株予約権	普通株式	1,000,000	—	50,000	950,000

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 10円07銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 6円13銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月28日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人
指定社員 公認会計士 田中大丸 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 法木右近 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、当連結会計年度に3億8百万円の連結営業損失を計上した結果、利益剰余金のマイナス6億96百万円を計上している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に関する経営計画等は当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していない。
2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。
3. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度からストック・オプション等に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。
4. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度から衛星放送部門の番組視聴料及び番組放映手数料に係る会計処理について、総額表示方法から純額表示方法へと変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年6月5日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 横山 泰彦 ㊟

監査役 美濃部 健司 ㊟

監査役 関口 博 ㊟

以上

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
(当社は平成17年10月3日に設立されており、第1期の単体ベースの会計数値は、平成17年10月3日から平成18年3月31日までの期間で記載しております。また、連結ベースの会計数値は、平成17年4月1日を期首として企業結合が行われたとみなし、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間で記載しております。)

定時株主総会 毎年6月

基準日
(定時株主総会) 3月31日
(期末配当) 3月31日
(中間配当) 9月30日

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(お問い合わせ先) 〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
同取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
公告の方法 電子公告の方法により行います。ただし、電子公告による
ことができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
公告掲載URL <http://www.j-escom.co.jp/>

○株式関係のお手続き用紙のご請求は、次の三菱UFJ信託銀行株式会社の電話及びインターネットでも24時間承っております。

電話 (通話料無料) 0120-244-479 (本店証券代行部)
0120-684-479 (大阪証券代行部)

インターネットホームページ <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

○株券保管振替制度をご利用の株主様は、お取引口座のある証券会社にご照会ください。

 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目1番3号

TEL (03) 3507-6350 (大代表)